

社会福祉から展望する「社会」

奥貫 妃文

「社会福祉」と聞いたとき、どんなことをイメージするだろうか。超高齢社会日本？ 児童虐待の増加？ バリアフリーな街作り？ 貧困の広がり？ 生活保護の増大？ 人によって想起するものはそれぞれ異なるだろう。本稿は私たちが生きる「社会」のありようについて、「社会福祉」の分野から透写してみようという試みに基づくものであるが、まずは、次のような一つの事例をみてみたい。

首都圏のとある郊外のとある河川敷に、木と廃品で小屋を作り、10年以上も自給自足生活を送っている60歳半ばの男性。仮に「タカオさん」と呼ぶことにする。タカオさんは東北地方の山間の農村で生まれ、幼少期より土に親しんできた。幼い頃に両親が相次いで亡くなったため、妹の世話をしながら中学校を卒業し、より稼げる仕事を求めひとり東京にやってきた。

タカオさんは日雇いの建設労働の仕事につき、職場を転々とした。当時日本は建設ラッシュで、若い労働力は引っぱりだこ状態だった。だが50代になった途端、仕事がぱったりこなくなった。頼る人もなく、やがて貯金も食いつぶし、アパートの家賃も払えず、ついに無一文になってしまったタカオさんが最後にたどり着いたのが、この河川敷だった。

河川敷には、小屋やテントをこしらえて暮らしている人が他にもいた。近所の子どもたちから石を投げられたりしていたずらされることもあったが、お互い余計なことは詮索せず、河川敷に畑を作って野菜を育てたり、空き缶や空き瓶、鉄屑などを回収して換金したり、捨てられた猫を引き取って育てたりしながら日々の生活を送っていた。近隣住民から苦情を言われたこともあったが、今では、何人かの住民と顔なじみで、挨拶を交わし、ときには育てた野菜をおすそわけしたり、代わりに食糧をもらったりしながら、友好的な関係を築いていた。

ある夜、小屋の中で寝ていたタカオさんは、突然心臓に激しい痛みを感じて救急搬送された。病名は心筋梗塞。しばらく入院した結果、症状は落ち着いたものの、ケースワカ

ーからは、再発の危険があり、これ以上河川敷で生活することは危ないので、アパートに入居して生活保護を受給するようすすめられた。タカオさんは生活を変えることに不安を感じたが、また倒れて人の迷惑になってはいけないと思い、ケースワーカーのすすめに従い、アパートへの転宅を選んだ。

1ヶ月後、タカオさんのアパートを訪問したケースワーカーは、タカオさんが急に老け込んでしまった気がして言葉を失ってしまった。「アパートに1人でいると、寂しくてたまらない。誰もこないし、することもない。ただ、テレビを見ているしかないんだ。」タカオさんは、ケースワーカーにそう言うてうつむいた。

1 「1億総中流」というマボロシ～零れ落ちたストーリー

冒頭で紹介した「タカオさん」のストーリーは、筆者がソーシャルワーカーとして勤務していたときに見聞したことに多く依拠している（細部についてはプライバシーに配慮した叙述をしている）。タカオさんのストーリーは決して特殊なものではない。日本の敗戦からの復興、やがて訪れた高度経済成長期、かつて「金の卵」と呼ばれた、地方で生まれ育った若者世代のなかには、繁栄の陰に隠れ表面化することのない生々しい差別や貧困、複雑な家庭環境など、諸々の要因により、安定した仕事に就くことができず、不安定就労によって生計を立てざるを得ない人たちが多く存在した。「1億総中流」と称せられた戦後日本の目覚ましい発展の裏側には、このような名もなき人たちが無数に存在した。そしてこの人たちの手によって、東京タワーやサンシャイン60、新宿副都心の高層ビル群、首都高速など、現代のランドマークが続々と生み出されていったのである。

◆不可視化された「貧困」

戦後の日本社会は、平等化が実現し、貧富の差が限りなく消滅した、との共通認識を多くの人はもっているだろう。当時の経済企画庁が「経済白書」のなかで、かの有名な言葉「もはや戦後ではない」と記したのもこの時期である^(注1)。冷蔵庫、洗濯機、テレビが「三種の神器」と言われ、ニュータウン、マイホームブームが巻き起こり、郊外に新興住宅地が雨後の筍のように造成されていった^(注2)。

「貧困」というものは日本には存在しないとの認識が一般的なものとなり、社会保障、社会福祉分野においても、貧困研究は「マイナー」な分野とみなされてきた感がある。江口英一氏のように、貧困問題を社会階層として捉え、一貫してその解明に取

り組んできた研究者もいるが、それは稀有な存在であったといえる^(注3)。しかし、華々しい復興と繁栄の影には、そこからこぼれ落ちたマイノリティの人びと—たとえば、障害者やハンセン病患者、在日コリアン、アイヌや琉球などの少数民族など—が常に存在していた。不可視化されたかれらの存在を、日本の社会福祉政策は掬いとすることができずにいたのである。

◆「標準世帯」

戦後日本の社会保障、社会福祉諸制度は、「標準世帯」^(注4)を基本に据えて社会福祉制度を作ってきた。図らずも「標準」という言葉が端的に表すように、政府は、「こうあるはず」、「こうあるべき」姿を基準として標準世帯を設定した。それは反射的に、あるべき姿に当てはまらない人は、社会から外れた者という扱いを受けることになる。そしてそれは、社会から「外れた」のはその人個人の選択の結果であるとして、その責を個人に帰着させようという動きにも連なる。

社会福祉の歴史が、イギリスの新救貧法で盛り込まれた「劣等处遇の原則」^(注5)、「惰民防止」、「憐憫、恩恵の対象」といった発想から始まったことに鑑みれば、政府が設定した「あるべき姿」に当てはまらない者は、劣位に置かれて然るべき存在であり、社会福祉制度は、「肩身を狭くして、感謝しながら恩恵を受けるもの」と解されてきたことも頷ける。

◆恩恵から権利へ

戦後、1947（昭和22）年に日本国憲法が施行され、25条に生存権の保障が明記されたことで、上述したような「恩恵としての社会福祉」思想には終止符が打たれたはずであった。新憲法のもとでは、あらゆる社会の成員には、「生きる権利」を国家に求める権利があることが明らかにされた。そして、年金、医療、出産、育児、教育、生活保護など、法制度と各政策が具体的に整備されていった。施しや憐れみではない「権利」が確立されたという意義は非常に大きい。

ただし、法制度上権利が保障されたからといって、ただちに人びとの意識が変わるわけではない。日本では、21世紀に入った現代においても、①稀薄な権利意識、②家族の紐帯の強固化、という2つの思想がいまなお根強く残存しているといわなくてはなるまい。とくに、②についていえば、ここ数年、とりわけ生活保護制度の家族の扶養義務の強調が提唱されたりして、先祖返りのような様相を呈している。また、生活保護制度の利用に際しては、利用者的大半が深い「スティグマ（＝恥辱）」^(注6)を抱

えているということは夙に指摘されていることである。

「福祉」とはすなわち、「幸せ」という意味である。社会福祉とは、まさに「社会全体の幸せ」の実現に向けて、マンパワーを強化し、施設や制度など社会資源を質量ともに充実させること、そして、日本国憲法25条で規定されている「健康で文化的な最低限度の生活を送る権利」＝生存権の保障に向けて、国家に積極的に要求を出していくことである。そういう意味において、社会福祉に携わる人間は、国家がそれを妨げるような政策を打ち出してきたときには、ただちに異議申し立てができる態勢を整えておくことが求められる。

◆タカオさんの「自立」とは

ここで、冒頭の事例のタカオさんについて考えてみたい。タカオさんは河川敷で生活をしていたときには、自ら野菜を作ったり空き缶を回収して「自立」生活を保ちながら、近隣住民との交流もみられていたが、現在の社会福祉制度のもとでアパートに移った途端に、これまであった交流が断たれ、孤独に苛まれるという皮肉な結果が生じてしまった。

河川敷でのタカオさんの生活実態は、現在の社会福祉制度の下においては、「自立」とも「就労」ともみなされないのである。まず、河川敷で小屋を建てて住んでいても、そこは「居住地」とはみなされない。そして、空き缶などを売って換金しながら自分自身の力で生きていても、それをもって「自立」状態とはみなされない。

現代の社会福祉制度に当てはまるためには、何をともあれ、まずは、住所を定める必要がある。そして次に、「自立」に向けて努力することになる。具体的には、ハローワーク等での求職活動などがそれに該当する。が、人間にとっての「自立」とは、本当にそのように限定されたものなのだろうか。タカオさんが、タカオさんらしく生きられる道は、本当にそれ以外の手段はとりえないのだろうか。こうした即座に解答の出ない難問に対して、諦めることなく執拗に考え続けることこそが、社会福祉分野における社会像を構築するにあたって不可欠なのであろう。

筆者の限られた経験に留まるが、タカオさんのように、河川敷や路上での生活を脱して、生活保護を受給しながらアパートに転宅した人たちのうち、少なからぬ人びとが、気力を失い抜け殻のようになっていった。アパートに転宅したということは、地域移行した＝その町の住民のひとりになった、ということであるのに、むしろ、小さなアパートの一室で完結してしまい、人間関係が断絶し、孤立化が進み、次第に無気力になってしまうという皮肉な状態をもたらすのである。孤立化の問題は、まさしく

現代を生きる私たちの問題でもあり、タカオさんの事例は、私たちの生きる社会の在り方に対して、鋭く問題提起をするものといえる。

◆「就労」あつての自立？

「自立概念」の構築は、社会福祉分野において、これまでも、背骨のように中心を貫くテーマであった。社会福祉各法において、それぞれの自立概念が構築され、それが各分野で法政策を進める際の基本とされてきた。しかし近年、「就労」による自立に焦点を絞る議論が活発に展開されており、実際に制度化も進んでいる。このような傾向は、にわかにというよりは、1990年代後半より徐々に浸透して拡大してきた感がある。さらには、国際的にも「福祉から就労へ」(Welfare to Work)の潮流があり、「就労による自立支援」の方向性が主流となっていることも事実である。

しかし、果たして、社会福祉分野における「自立」とは「就労」が不可欠なのだろうか。そして、「就労によらない自立」には、どのような形があり得るのだろうか。また、「就労」の中身をめぐって一定の範囲はあるのだろうか。タカオさんがやっていた空き缶拾いは、法制度が意図する「就労」ではないとされるが、タカオさんが河川敷に住みながら、空き缶拾いによって得たお金で生活していたことは紛れも無い事実である。そうであるならば、「就労ではない」と断ち切ることなく、タカオさんが送ってきた生活のスタイルをなるべく踏襲できるような、しなやかな移行の手段はないのだろうか、と模索し続けることを、社会福祉に携わる人間は止めてはいけなと考える。

◆パターンリズムを超えて

当事者の意思を無視して、一定の型にはめこみ、それこそが最善だという価値観を押し付けるやりかたをパターンリズムと呼ぶ。パターンリズムは、強い力をもつ者が、相対的に弱い者のあり方を、その者にとってその方がよいのだといった理由を持ち出し、押しつけることを含意する。「家父長的温情主義」などと訳されることもある。

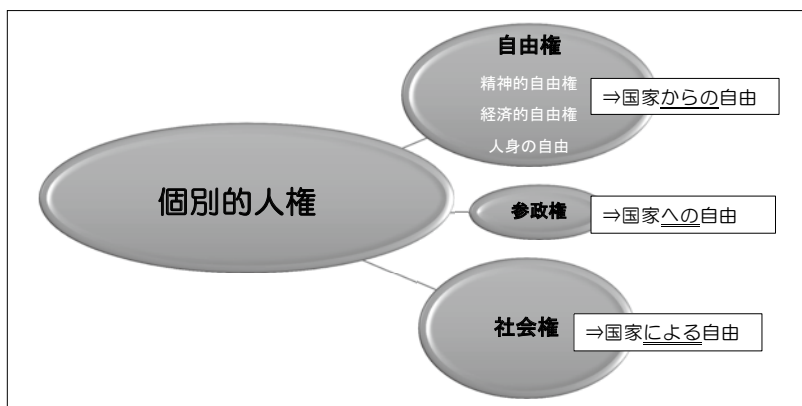
パターンリズムの対義語は、自分で自分のことを決めること＝「自己決定」とされる。社会福祉は、パターンリズムに陥る危険性を常に孕んでいることを常に留意しておかねばならない。と同時に、自己決定の名の下に公的責任を捨象し、一切の責任を個人に帰すことでよしとする発想もまた、ベクトルの方向は違えどもパターンリズム的思考であることを、肝に銘じておく必要があるだろう。

2 社会福祉と個人の幸福追求権

◆日本国憲法の個別的人権

社会福祉分野から描出される「社会」の根底には、日本国憲法の個別的人権規定の思想がある。憲法上の個別的人権としては、①自由権（精神的自由権、経済的自由権、人身の自由）、②参政権、③社会権、の3つが挙げられる（下図参照）。

①の自由権は、国家が個人の領域に対して権力的に介入することを排除して、個人の自由な意思決定と活動を保障する人権である「国家からの自由」、②の参政権は、国民が国政に主体的に参加する「国家への自由」、そして③の社会権は、資本主義の高度化に伴って生じた、失業、貧困などの弊害から、社会的、経済的弱者を守るために国家の積極的な配慮を求める「国家による自由」と言われる（注7）。



自由権は「国家からの自由」、すなわち、国家からの介入や干渉を拒むというのが基本的な考え方である。裁判で自由権が問題となるのは、国民に対して公権力が規制・制限を課したり、刑罰を科すべく訴追したりするような場面である。自由権をめぐる訴訟では、「国がやってはいけないことをやった」こと、もしくは、「国がやりすぎた」ことに対して問題になる。

一方、社会権は「国家による自由」、すなわち、社会的・経済的弱者が国家の積極的な介入を求めるというのが基本的な考え方である。したがって、社会権では、「国がやるべきことをやっていない」、「国のやっていることは、憲法が保障している水準に達していない」ことに対して問題となる。

◆市民法的人間像の限界

上述した自由権思想に基づく市民法的人間像は、労働法学からみたときには、「利己的・知性的・活動的で自由なもの」であるとともに、相互に平等な抽象的人間でもあった。そして、市民法的人間は、自らの生活に対して自ら責任を負うべきものとされていた（＝生活自己責任の原則）^(注8)。しかし、労働法的人間像を描く際に、抽象的な市民法的人間像では限界があった。そこで、ドイツの法哲学者ラートブルフは、資本家に対して階級的に従属する具体的な人間として、自ずとまた集団的な人間（Kollektivmensch）として労働法における人間像を設定したのである^(注9)。それは換言すれば、「「貧困なる階級」に対する“豊かなる階級”の援助（Hilfe）ではなく、社会保障制度の中で結合されているすべての人間の連帯性の表現、すなわち相互援助（gegenseitige Hilfe）の表現である。」^(注10)ということでもある。

これは、労働法における人間像について述べられたものであるが、社会福祉の場合にも、社会の成員としての連帯性、相互援助という思想は通底するものがある。社会福祉においては、国家の制約を受けることなく、自らの幸福を最大限に追求する権利として、自由権の保障は不可欠なものである。そしてそれと共に、相互援助、連帯の思想に基づき、とりわけ弱い立場に置かれた人びとへの配慮や保護を政府に積極的に要求する権利としての社会権も、また不可欠なものである。

3 「社会的存在」としての人間

◆「最大多数の最大幸福」の先へ

前述した日本国憲法の個別的人権の規定に鑑みれば、社会福祉の目的が「社会生活の主体としての個人の幸福をめざすこと」であることについて、さしたる争いはないと思われる。人間は「社会的存在」とであると共に「自分の人生の主人公」であることを押さえた上で、「最大多数の最大幸福」ではなく、代替不可能な「一人ひとりの幸福」の実現を追求し続けることが、社会福祉から展望する社会構築の第一歩であろう。

「社会的存在としての人間」とはどのようなものであろうか。具体的な例で考えてみたい。例えば、交通事故で大けがを負った人がいるとしよう。けがの治療をするのは医師、入院したら看護してくれるのは看護師、後遺症が残ったならリハビリ訓練するのは理学療法士、ということになる。これらはいずれも専門職であるが、社会福祉という観点から考えるべきなのは、むしろこの後である。

今後、大けがを負った人が、社会で生きていけるように、当事者の希望や思いに耳を傾けながら、どのような社会制度、社会資源が必要であるか、各種機関と連携しながらその方途を探っていくことが、まさしく社会福祉的観点であるといえよう。有能な医師が難しい手術を行い、命をとりとめたとしても、その後のリハビリがうまくいくか、また、車椅子で移動できるか、杖を使う必要があるか、仕事に復職できるのか、家族の経済状態は変化するか等々、生活が続く以上、考えるべきことは山積している。

社会福祉分野に携わる人間は、絶えず「個人」を「社会的存在」として位置づけて、家族、地域、職場、施設をはじめとする、社会での実際の生活を支援していこうという視点が、何よりも重要になるだろう。

◆「医学モデル」対「社会モデル」

特に障害について論じる際に、「医学モデル」と「社会モデル」をめぐる議論がなされることが間々ある。たとえば、医学モデルでは、障害という現象を、疾病、外傷、もしくはその他の健康状態により直接生じた「個人的な」問題として捉え、専門職による個別治療といった形での医療を必要とする。一方、社会モデルでは、障害は、本人の個人的な問題に帰着させるのではなく、障害をもつことによって、当事者が何らかの不利益や不便を経験しているということならば、それは私たちの「社会」によって人為的に作られた問題であると捉える。

すなわち、障害は、個人に帰属するものではなく、その多くが社会環境によって作り出されるものであるとの認識を深めることが、社会福祉から社会を展望するにあたっての前提となろう。

4 まとめにかえて

以上、社会福祉分野からみた「社会像」を展望してきた。非常に壮大なテーマであり、この小論では結論を出すことなどできないが、ひとまずのまとめとして、「社会福祉分野からみた社会像」の“条件”として、次の3点を確認しておきたい。

- I：日本国憲法25条に規定された生存権を保障すべく、国家が公的責任を負う社会
- II：社会の成員が「それぞれの幸せ」を追求すること（＝個人の幸福追求権）を妨げることなく、他者の思想や価値観に寛容である社会

Ⅲ：社会の成員が、その人なりの自律性・主体性を発揮した生きがいや生き方を実現できるような、活動の機会が平等に確保された社会（＝完全参加と平等）^{（注11）}

さいごに、戦後の混乱期中、重症な心身障害児等の入所施設である「びわこ学園」や「近江学園」を創設し、ノーマリゼーションを提唱した糸賀一雄氏（下写真：糸賀一雄氏著書『この子らを世の光に』の表紙）の言葉を紹介しておきたい。糸賀氏は、著書のなかでこのように述べている。

「私たちのねがいは、重症な障害をもったこの子たちも立派な生産者であるということ認めあえる社会をつくらうということです。「この子らに世の光を」あててやろうというあわれみの政策を求めているのではなく、この子らが自ら輝く素材そのものであるから、いよいよみがきをかけて輝やかさうということです。「この子らを世の光に」です。この子らが生まれながらに持っている人格発達の権利を徹底的に保障せねばならぬということなのです」（傍線筆者）^{（注12）}

糸賀氏の言葉から、あるべき社会像に向けてのヒントを読み取ることができる。すなわち、どちらかが主体で、どちらかが客体といった固定化された構造ではなく、だれがあるときは主体であり、あるときは客体であるということ。そして、だれもが声を上げる権利をもっているということ。声を十分に上げることができない人は、他者に支援を求めること。これらの仕組みを社会制度として構築すること。このように考えてみると、社会福祉から展望する「社会」とは、つまるところ、民主主義社会の実現の問題に帰着する。

「障害者のいない健常者だけからなる社会は一見強そうに見えるが、実は脆くて弱い社会である」という国際障害者年行動計画（1980（昭和55）年1月30日採択）との言葉を噛み締めながら、より強く、よりしなやかで、より寛容で、より優しい社会とは何かと問い続けていきたい。



写真：糸賀一雄氏著書『復刊 この子らを世の光に—近江学園二十年の願い』の表紙

- 注1：1956（昭和31）年経済企画庁が経済白書「日本経済の成長と近代化」発表。前年の1人当たりの実質国民所得が戦前の最高水準を13%上回ったことを受けての表現であった。
- 注2：当時の文化、風俗については、北名古屋市歴史民族博物館「紙上展覧会」が大いに参考になる。<http://www.city.kitanagoya.lg.jp/rekimin/pdf/01.pdf>
- 注3：江口英一の代表作として、『現代の「低所得層」―「貧困」研究の方法（上）（中）（下）』（1979～1980年・未来社）がある。江口氏は、貧困を個人的な問題ではなく、社会階層として捉えたうえで、その構造を明らかにした。すなわちそれは、貧困・低所得「層」の動態を分析し、人々の貧困化の過程を緻密に考察することであった。
- 注4：総務省統計局ウェブサイトの定義によれば、「夫婦と子ども2人の4人で構成される有業者が世帯主1人だけの世帯」。よりわかりやすくいえば、パパがサラリーマン、ママが専業主婦、そして2人の子ども、ということである。
- 注5：福祉サービス利用者の生活レベルは自活動労働者の平均的生活水準よりも絶対的に以下でなくてはならない、とする救済事業上の原則のことである。
- 注6：2013（平成25）年5月17日、国連の社会権規約委員会は、「スティグマ（恥辱）のために生活保護の申請が抑制されている」日本の現状に「懸念」を表明し、「生活保護の申請を簡素化」すること、「申請者が尊厳をもって扱われることを確保するための措置をとる」こと、「生活保護につきまとう恥辱を解消する」手立てをとることを日本政府に勧告した。
- 注7：芦部信喜『憲法〔第五版〕』（2011年・岩波書店）83～84頁。
- 注8：西谷敏「社会保障法における人間像」大阪市立大学法学雑誌19巻2号（1972年）5～6頁。
- 注9：Radbruch, G., Der Mensch im Recht, in: Derselbe, Der Mensch im Recht (Ausgewählte Vorträge und Aufsätze über Grundfragen des Rechts), 1957, S.16.
- 注10：Janz, K., Persönlichkeit, Subsidiarität und Solidarität in der sozialen Sicherheit, S.132.
- 注11：「完全参加と平等」とは、1981（昭和56）年の「国際障害者年」が掲げた、障害をもつ人の社会参加を促すスローガンである。
- 注12：『糸賀一雄著作集Ⅲ』（1983年・日本放送出版協会）274頁。